

社労士たまごの会

障害年金の基礎知識

オリジナルレジュメ

～～目次～～

はじめに みなさんには公的年金を受ける権利があります	2 頁
1. 国の年金制度ってどんな仕組みなの？	3 頁
2. どんな人が加入者になるの？	4 頁
3. 障害年金は、どんなときに受けられるの？	5 頁
4. 初診日、障害認定日、保険料の納付要件を詳しく教えて	6 頁
5. どの程度の障害だったらいいの？（障害等級）	7 頁
6. 障害年金の額はいくら？	8 頁
7. 障害手当金はどんなときに受けられるの？	10 頁
8. 老齢年金や遺族年金と合わせてもらえるの？	10 頁
9. どうやって請求するの？	12 頁
10. 特別障害給付金って何？	14 頁
11. 障害共済年金は障害厚生年金とどこが違うの？	15 頁
12. 65 歳前に受給できる老齢厚生年金が増やせるってほんと？	16 頁
13. わからないことなどは、だれに相談したらいいの？	17 頁
付録	20 頁

【おことわり】

☆「障害」という言葉に抵抗を感じる方もいらっしゃると思います。しかし、現行の国の年金制度について解説するこのレジュメでは、混乱を避けるため、根拠となる法律条文に従い、「障害」と表記しました。ご理解ください。

☆レジュメの年金額等は、とくに断りが無い限り、平成 23 年度の額です。

はじめに みなさんには公的年金を受ける権利があります

みなさん、こんにちは。社労士たまごの会です。

このレジュメは、「障がい者とその家族のための年金教室」（以下「年金教室」といいます。）で使用するために、当会の「障がい者の年金と雇用サポート研究会」（以下「研究会」といいます。）のメンバーが力を合わせてつくりました。

研究会には、「障がい者」とその家族のみなさんのために、社会保険労務士としての知識と経験を活かしたいという思いの者たちが集まっています。

社労士たまごの会は、月1回、多彩なテーマで勉強会を開催しています。

それとは別に、研究会のメンバーは月1回、専門の勉強会を開催しています。

研究会では現在、障害年金の制度と実務に関する本をテキストに学び合っています。また、当事者の方をお招きして講演していただき、みなさんの抱えている困難と、その思いをしっかりと受け止める努力をしています。

このレジュメは、今後、年金教室で使いながら、みなさんのご意見を参考にして内容の改善を進めます。

ご協力のほど、よろしくお願いします。

日本国憲法 25 条は国民の生存権を規定し、第 2 項は、国には国民の生存権を政策や制度として実現するために努力する義務があるとうたっています。

日本国憲法 25 条第 2 項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

公的年金制度をはじめとした国の社会保障制度は、本来、この憲法 25 条を具体化するものとして制度設計され、運用されるべきものです。

しかし、現実には、そうなっていない面が多々あります。

だからこそ、みなさんが憲法で保障された権利を大に行使して、制度を利用していただきたいのです。そのことを通じて問題点を明らかにし、制度や運用の改善につなげていきたいのです。

このレジュメが、みなさんの権利の行使に役立ち、生活の安定と向上の一助になれば幸いです。

1. 国の年金制度ってどんな仕組みなの？

1階の「国民年金」と2階の「厚生年金」等の2階建てです。

「国民年金」からは、すべての国民に共通する基礎年金が支給されます。

「厚生年金」など被用者年金からは、月給や賞与などの報酬に応じた年金が基礎年金に上乗せして支給されます。

		厚生年金基金	職域部分
2階	国民年金基金	厚生年金	共済年金
1階	国民年金（基礎年金）		
	自営業者等 (第1号被保険者)	会社員 (第2号被保険者)	公務員等 第2号被保険者の 被扶養配偶者 (第3号被保険者)

●老齢、障害、遺族の3種類の年金が支給されます。

1階部分の国民年金からは、自営業者だけでなく、被用者年金の加入者とその配偶者にも共通する年金として、①高齢期の生活を支える老齢基礎年金、②心身に障害を負ったときの生活を支える障害基礎年金、③加入者が死亡したときに一定範囲の遺族の生活を支える遺族基礎年金が支給されます。

一方、2階部分の被用者年金にも加入している方には、加入期間とその間の報酬に応じて基礎年金に上乗せするかたちで、被用者年金から次の3種類の年金が支給されます。

老齢厚生年金 (退職共済年金)	障害厚生年金 (障害共済年金)	遺族厚生年金 (遺族共済年金)
老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金

●国の年金制度の主な財源は、保険料と税金です。

国の年金制度は、社会保険方式をとっており、保険料を基本として国庫負担（税金）を組み合わせることで安定的に運営されています。障害年金などの給付に要する費用は、加入者（現役世代）の支払う保険料と国庫負担（税金）によって成り立っています。

2. どんな人が加入者になるの？

加入者のことを被保険者といいます。職業などによって3つのグループ（種別）に分かれています。保険料の納入方法が違いますので気をつけてください。

また、結婚や就職、転職、退職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内（第2号被保険者となったときは、勤務先の事業主が5日以内）に手続きをすることが必要です。

●原則として、20歳以上60歳未満のすべての方が、国民年金に加入します。

種別	被保険者になる人	保険料
第1号被保険者	日本国内に住む20歳以上60歳未満の自営業者や学生など	ご自身で納付
第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合に加入している会社員や公務員など※	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方	なし（配偶者が加入する制度が負担）

※ 第2号被保険者は、他の被保険者と異なり、20歳未満であっても被保険者となります。また、60歳以上でも70歳までは被保険者となります。ただし、65歳以上で、すでに老齢厚生年金等の受給権を有する方は被保険者になれません。

●加入期間が短い方は、国民年金の任意加入制度が利用できます。

60歳までに、加入期間（以下「被保険者期間」といいます。）が老齢基礎年金の受給資格を得るのに必要な「受給資格期間」（25年）を満たしていない場合や、老齢基礎年金の年金額に係る被保険者期間の満期（40年）に満たないために満額の年金を受給できない場合であって、厚生年金等に加入していないときは、以下のように60歳以降でも任意加入を申し出ることができます。

- ① 年金額を増やしたい方は65歳までの間、任意加入できます。
- ② 昭和40年4月1日以前に生まれ、65歳時点で受給資格期間を満たしていない方は、70歳までの間で受給資格期間を満たすまで、特例的に任意加入できます。
- ③ 20歳以上65歳未満で日本国籍を有する海外居住の方も任意加入できます。

●厚生年金保険に加入している方は、70歳以降でも任意加入できます。

70歳になったとき、老齢基礎年金や老齢厚生年金などの受給資格期間を満たしていない人は、受給資格を得るまで特例的に任意加入できます。

3. 障害年金は、どんなときに受けられるの？

「初診日」「保険料納付」「障害認定日」の3つの要件を満たしたときに、障害年金の受給資格を得ます。

●障害基礎年金を受けるには原則として、以下の要件を満たす必要があります。

①初診日	国民年金加入期間中か、国民年金の被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やケガ（以下「傷病」といいます。）の初診日があること。
②保険料納付の状況	保険料の納付要件を満たしていること。
③障害認定日	障害認定日に、障害等級の1級又は2級の状態にあること。（障害等級については7頁を参照）

●障害厚生年金を受けるには、以下の要件を満たす必要があります。

①初診日	厚生年金保険の加入期間中に、障害の原因となった傷病の初診日があること。
②保険料納付の状況	保険料の納付要件を満たしていること。
③障害認定日	障害認定日に、障害等級の1級から3級までの状態にあること。（障害等級については7頁を参照）

受給資格要件を満たしていなくて

☆障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときに、障害年金を受給できることがあります。

☆国民年金の被保険者ではない20歳より前に初診日がある方でも、20歳に達した日又は障害認定日（20歳に達した日後に障害認定日があるとき）において、障害等級が1級又は2級の状態にある場合、障害基礎年金を受給できます。この場合、保険料の納付要件は問われませんが、ご本人の所得によって年金の全額または半額が支給停止となります。（詳細は13頁）

※国民年金の第2号被保険者（被用者年金の加入者）である20歳前に初診日がある方は、原則通り、3つの要件を満たしたときに、障害年金を受給することができます。

4. 初診日、保険料の納付要件、障害認定日について詳しく教えて

●**初診日**とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいいます。

※同一傷病で転医があった場合は、一番初めに診療を受けた日が初診日となります。

●**保険料の納付要件**とは、初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金保険料の納付済期間（被用者年金への加入期間を含む。）と免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。ただし、初診日が平成28年4月1日前で、初診日に65歳未満の場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことをいいます。

●**障害認定日**とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日、又は1年6か月以内にその病気やケガが治ったときはその治った日のことをいいます。

病気やケガが治ったとは、現状以上の治療の効果が期待できない状態を含みます。例えば、指の骨折の外科的治療により骨折部は癒着しても、指が曲がらないなどの障害は現状以上の回復を見込めないときは「治った」こととなります。

▽障害認定日について、下表のように特例的な取り扱いがあります。

臓器部位	主な傷病名	人工術	障害認定日
腎臓	慢性腎不全・糖尿病性腎症	人工透析	施行日から3か月経過した日
心臓	不整脈	ペースメーカー	装着日
心臓	心臓弁膜疾患	人工弁	装着日
四肢	関節の疾患・骨折	人工骨頭・人工関節	挿入置換日
肛門	直腸癌・直腸狭窄鎖門	人工肛門	術の施行日
泌尿器	膀胱・前立腺疾患	人工膀胱・尿路変更	術の施行日

障害区分	部位	主な傷病名	障害認定日
切断	四肢、五指及び五趾	事故による切断	切断・離断日
離断	治療上止むを得ない患部（四肢等）	事故による不完全切断部離断	離断日
運動機能回復不能及び機能不全	①脳血管障害 ②眼部	①片麻痺等 ②失明・視野狭窄	①病状固定日 ②失明日等

5. どの程度の障害だったらいいの？（障害等級）

障害認定日において、障害の状態を判断する基準として「障害等級」が定められています。障害の程度が重い順に、1級、2級、3級となります。

この障害等級は、身体障害者手帳の等級とは異なりますのでご注意ください。障害等級の障害の状態の基本は、次の通りです。

(障害年金に係る障害等級の詳細は 20～22 頁参照)

1級⇒障害基礎年金と障害厚生年金が受給できます

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、それによって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとします。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助が受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものです。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものです。

2級⇒障害基礎年金と障害厚生年金が受給できます

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、それによって日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとします。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものです。

例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものです。

3級⇒障害厚生年金のみ受給できます

労働が著しい制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとします。

また、「傷病が治らないもの」にあつては、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとします。

6. 障害年金の額（平成 23 年度）はいくら？

障害等級が 1 級又は 2 級のときは、障害基礎年金と障害厚生年金を受けることができます。3 級のときは、障害厚生年金のみです。

	1 級障害	2 級障害	3 級障害
厚生年金保険	障害厚生年金（1 級） 配偶者加給年金額	障害厚生年金（2 級） 配偶者加給年金額	障害厚生年金（3 級） 支給されません
国民年金	障害基礎年金（1 級） 子の加算額	障害基礎年金（2 級） 子の加算額	

	障害厚生年金	障害基礎年金
1 級	報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金額	986,100 円+子の加算額
2 級	報酬比例の年金額 + 配偶者加給年金額	788,900 円+子の加算額
3 級	報酬比例の年金額 591,700 円に満たないときは、591,700 円	—

※ 報酬比例の年金額は、加入者の給与と加入期間をもとに算定されます。

● 配偶者加給年金額

（障害厚生年金に加算）

対象者	年金額
65 歳未満の配偶者	227,000 円

※大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた配偶者には、年齢制限はありません。

● 子の加算額（障害基礎年金に加算）

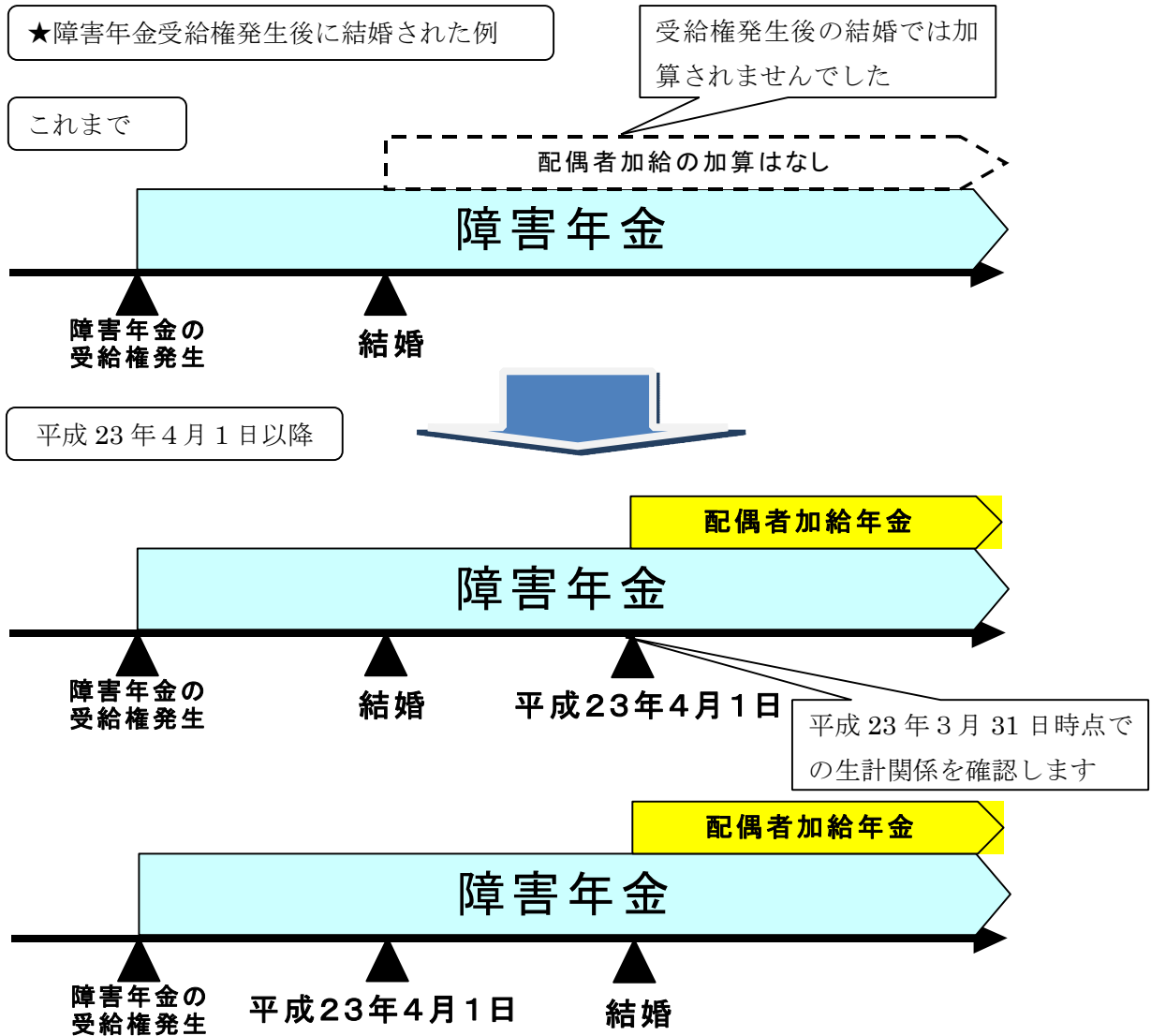
対象者	年金額（1 人につき）	
18 歳の年度末まで、又は 20 歳未満で障害等級が 1 又は 2 級の子	第 1 子	227,000 円
	第 2 子	
	第 3 子以降	75,600 円

※ 年金額の計算例を 23 頁で紹介しています。

●平成 23 年 4 月から加算の範囲が拡大されました！

これまで障害基礎年金の子の加算、障害厚生年金の配偶者加給年金は障害年金を受ける権利が発生した当時、受給権者によって生計を維持している子や配偶者がいる場合にのみ行われていました。

平成 23 年 4 月からは、障害年金を受ける権利が発生した後、生計を維持する事になった場合でも届出により加算が行われる事になりました。



●受給権発生後に生まれた子についても同じように加算が行われます。

★子の加算については児童扶養手当との併給調整方法の改善が行われました。

詳しくは日本年金機構のHPを参照して下さい。

http://www.nenkin.go.jp/main/individual_02/index11.html

7. 障害手当金はどんなときに受けられるの？

障害厚生年金を受けることができる障害の状態よりも軽い方で一定の条件を満たす方に対し、請求することによって1回限りの一時金として支給されます。

●障害手当金は、次の条件のすべてに該当する方に支給されます。

- ①厚生年金保険の加入期間中に、障害の原因となった傷病の初診日があること
- ②初診日から5年以内にその傷病が治り、その治った日において、障害厚生年金を受けるとよりも軽い障害の状態であって、障害の程度が障害等級表に定める程度であること
- ③保険料の納付要件を満たしていること

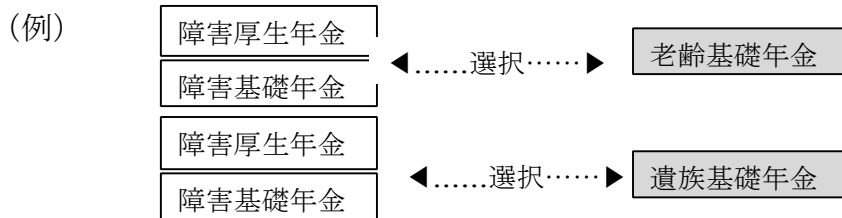
●**障害手当金に相当する障害の程度**は、「傷病が治ったもの」であって、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものをいいます。（障害手当金に係る障害等級は22～23頁参照）

●障害手当金の額＝報酬比例の年金額×2

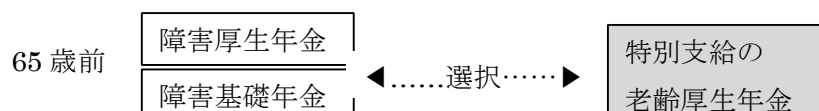
(1,153,800円に満たないときは1,153,800円)

8. 老齢年金や遺族年金と合わせてもらえるの？

●原則として、支給事由が異なる2つ以上の年金を受給できるときは、いずれか1つの年金を選択することになります。



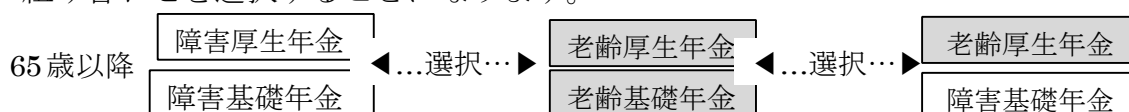
●今まで〔障害基礎年金と障害厚生年金〕を受給していた方が、60歳になって「特別支給の老齢厚生年金」※などを受給できるようになったときには、障害年金と老齢年金を合わせて受給することはできません。いずれかを選択することになります。



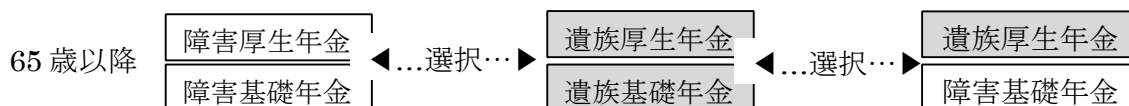
※「特別支給の老齢厚生年金」は 60 歳以上 65 歳未満の間に支給される老齢厚生年金です。ただし、男性は昭和 36 年 4 月 2 日以降、女性は 41 年 4 月 2 日以降生まれの人には、支給されません。

●65 歳以降は、老齢年金や遺族年金と合わせて受給できる特例があります。

①障害基礎年金を受給している方が、〔老齢基礎年金と老齢厚生年金〕を受給できるようになったときは、障害基礎年金と老齢基礎年金の 2 つの基礎年金を合わせて受給することはできませんが、65 歳以降、障害基礎年金と老齢厚生年金を合わせて受給することもできます。その場合、下の図のいずれかの組み合わせを選択することになります。



②障害基礎年金を受給している方が、遺族厚生年金を受けられるようになったときは、65 歳以降合わせて受給することができます。〔遺族基礎年金と遺族厚生年金〕を受給されている方にも適用され、下の図のいずれかの組み合わせを選択することになります。



なお、障害基礎年金と遺族厚生年金を受給している方が、老齢厚生年金の受給権を有しているときは、老齢厚生年金が優先的に支給され、遺族厚生年金の額が老齢厚生年金の額より多い場合に限り、その差額が遺族厚生年金として支給されることになります。

障害年金と労災保険の給付は合わせて受給することができます

労働者災害補償保険法（労災保険法）による給付〔休業（補償）給付、傷病（補償）年金、障害（補償）年金〕と〔障害基礎年金と障害厚生年金〕は合わせて受給することができます。ただし、〔障害基礎年金と障害厚生年金〕と労災保険法による給付を受給する場合は、〔障害基礎年金と障害厚生年金〕は全額支給、労災保険法による給付等が減額されて支給されます。

9. どうやって請求するの？

●請求の手続き先は原則として、以下に請求します。

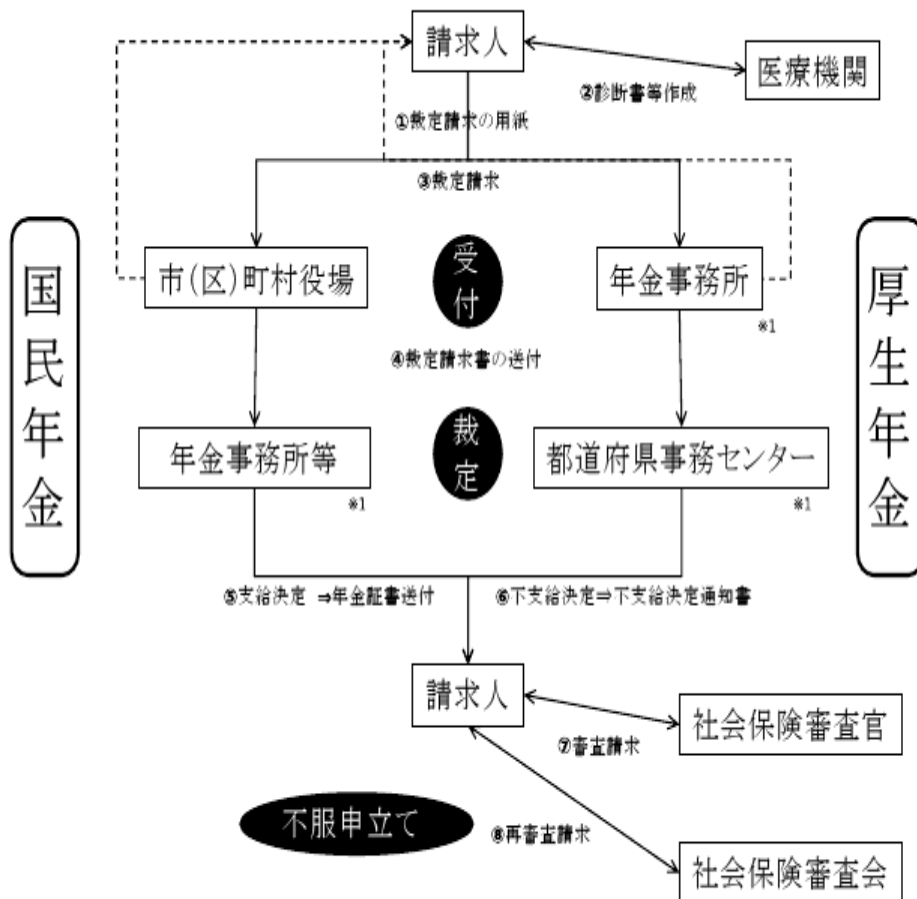
障害基礎年金：お住まいの区市町村役場

障害厚生年金：最後に勤めた又は現在勤める会社を管轄する年金事務所

●添付書類には、初診日を証明できるものや診断書、病歴・就労状況等申立書等が必要です。

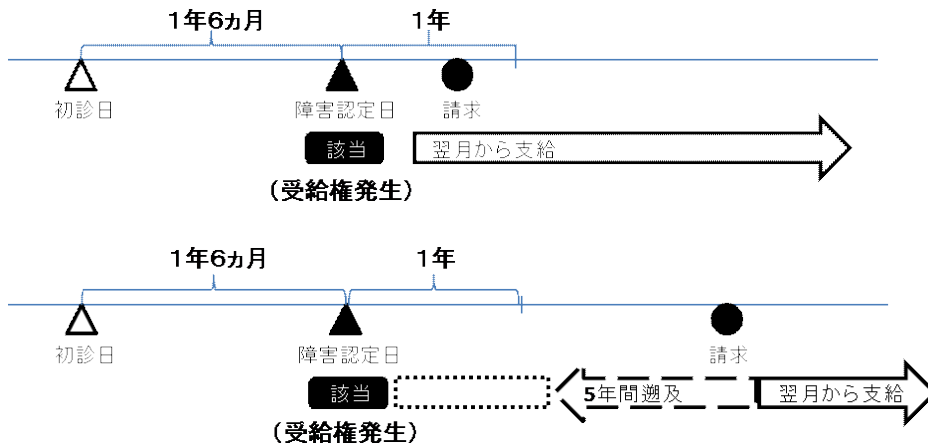
※初診日からの病歴や年数、障害の部位、配偶者の有無などにより異なります。

●手続きの流れは、下の図のようになります。

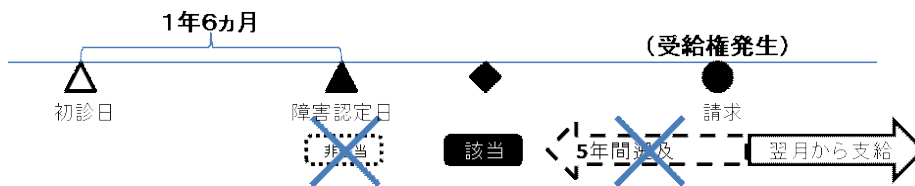


●障害年金の請求タイプを整理すると下の図のようになります。

① 原則通りに受給資格に係る3要件を満たす方の場合（認定日請求）



② 障害認定日のとき障害等級に該当しなかった方の場合（事後重症）



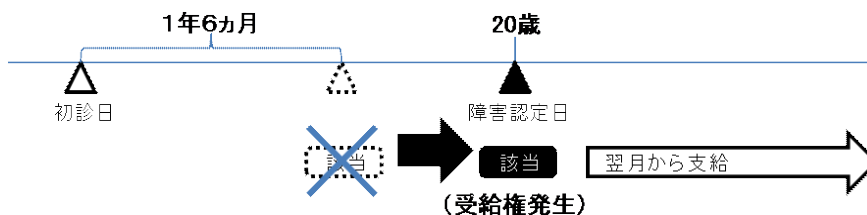
※認定日請求が認められなくても、事後重症で受給できる場合があります。

※ただし、**65歳**の誕生日の前々日までに請求しないと受給できません。

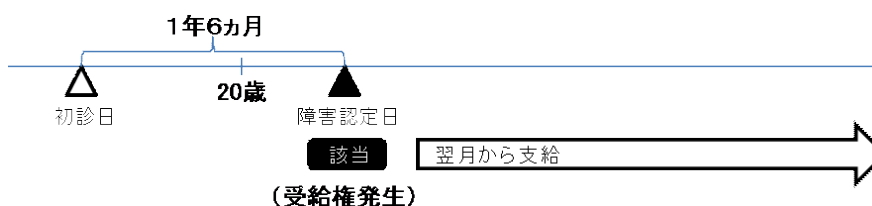
③ 初診日が、国民年金の被保険者でなかった20歳前にある方の場合

(20歳前障害)

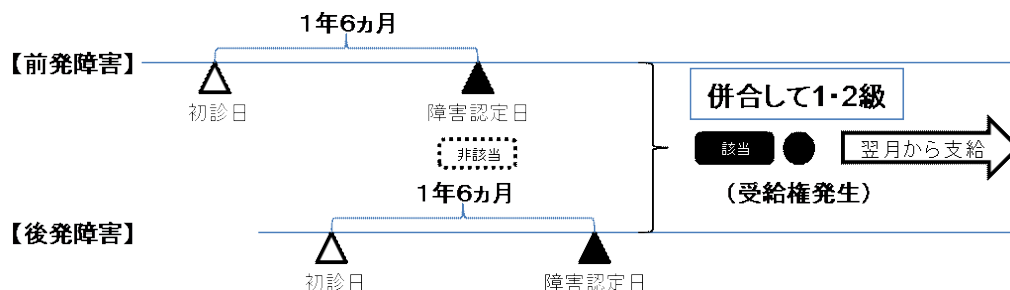
i. 障害認定日が20歳前の場合（初診日が18歳6ヵ月より前にある方）



ii. 障害認定日が20歳以降の場合（初診日が18歳6ヵ月以後にある方）



- ④ 障害の状態となる傷病を2度見舞われ、最初の障害は障害等級に該当せず、その後の障害と合わせて初めて2級以上になった方の場合（初めて2級）



※初診日要件は、後発障害で判断されます。

10. 特別障害給付金って何？

国民年金の開始当時、専業主婦や学生には加入の義務がありませんでした。そのため、傷病が原因で障害の状態になっても、国民年金の被保険者でないと理由で障害基礎年金を受給できず、無年金障害者になるという問題を生ましました。こうした無年金障害者に公費により一定の補償を行うことを目的に、創設されたのが、「特別障害給付金」です。

●対象となる場合

①昭和61年3月31日以前に、厚生年金保険等に加入していた方の「配偶者」であって国民年金に任意加入していなかった方、
 又は②平成3年3月31日以前に国民年金に任意加入していなかった学生であった方が、
 ①又は②の当時の傷病が原因で、現在、障害等級1級又は2級に相当する障害の状態にある場合です。

※給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要です。

※障害基礎年金・障害厚生（共済）年金を受給することができる方は対象になりません。

●支給額（平成23年度）

障害等級1級に該当する方 月額49,650円
 障害等級2級に該当する方 月額39,720円
 ※本人の所得により、全額支給停止又は支給額が半分になることがあります。

●支給開始

認定を受けた後、請求月の翌月から支給されます。請求はお住まいの市区町村の国民年金窓口で行います。遡及がありませんから、なるべく早く請求してください。

11. 障害共済年金は障害厚生年金とどこが違うの？

障害共済年金は、公務員などが加入する共済組合の組合員期間中に初診日がある病気やケガによって障害の状態になった場合に支給される障害年金です。

基本的な仕組みは、障害厚生年金と同じです。

●対象者は、初診日に共済年金に加入していた方です。

障害厚生年金と同じように、障害の程度の重い順に、1級、2級、3級、障害一時金が支給されます。65歳未満で、1級と2級の方には障害基礎年金が併せて支給されます。

●年金額は、公務外の障害と公務上の障害の2本立てとなっており、一部計算方法も異なります。

障害厚生年金と同じように、給与と共済組合加入期間によって金額は異なります。

①公務外の障害に係る年金額の計算方法

1級 厚生年金相当部分（2級の1.25倍相当額）＋職域年金相当部分×1.25
＋配偶者の加入年金額＋障害基礎年金（1級）

2級 厚生年金相当部分（2級相当額）＋職域年金相当部分＋配偶者の加入
年金額＋障害基礎年金（2級）

3級 厚生年金相当部分（2級相当額）＋職域年金相当部分

障害一時金 厚生年金相当部分（2級相当額）×2＋職域年金相当部分×2

②公務上の障害に係る年金額の計算方法

職域年金相当部分の計算式が変わります。障害一時金は支給されません。厚生年金相当部分＋職域年金相当部分に最低保障があります。

●問い合わせ・請求の窓口は、共済年金の種類により異なります。

国家公務員と地方公務員の共済組合に加入または加入していた方は、所属している（退職している場合は最後に所属した）共済組合に行ってください。

私学共済に加入または加入していた方は、日本私立学校振興・共済事業団まで行ってください。

12. 65歳前に受給できる老齢厚生年金は増やせるってほんと？

60歳から64歳までの間に老齢厚生年金の受給が始まる方（昭和36年4月1日以前生まれの男性又は昭和41年4月1日以前生まれの女性）で、一定の条件に該当する障がい者の方は、年金の金額を増やすことができます。

●報酬比例部分に加えて定額部分も同時に受けられます。

これを「障害者の特例」といいます。これは、本来ならば報酬比例部分のみが支給される期間であっても、「障害者の特例」が使える方は、同時に定額部分ももらえる制度です。

▽「障害者の特例」が使える老齢厚生年金の支給開始年齢

生年月日		「障害者の特例」が使える老齢 厚生年金の支給開始年齢
男性	女性	
昭 28.4.1 以前	昭 33.4.1 以前	60 歳
昭 28.4.2～昭 30.4.1	昭 33.4.2～昭 35.4.1	61 歳
昭 30.4.2～昭 32.4.1	昭 35.4.2～昭 37.4.1	62 歳
昭 32.4.2～昭 34.4.1	昭 37.4.1～昭 39.4.1	63 歳
昭 34.4.2～昭 36.4.1	昭 39.4.2～昭 41.4.1	64 歳
昭 36.4.2 以後	昭 41.4.2 以後	特例なし

定額部分の金額のめやすは、厚生年金に加入した期間の月数×1,644円です。被保険者の月数が240月以上あると、配偶者等の加給年金額も加算されます。

現在、3級の障害厚生年金を受給中の方も、年金の種類を老齢厚生年金に切り替えると、「障害者の特例」が使って年金額を増額できる場合があります。

次の条件に該当する方は、「障害者の特例」が使える可能性があります。

- 障害厚生年金3級をもらっている。
- 障害の状態が軽くなっているため、障害基礎年金2級が停止されている。
(今現在、3級程度の状態である)
- 3級程度の障害状態であるが、要件に合わず、障害年金がもらえなかった。
- つい最近、3級程度の障害状態になっている。
(初診日から1年6月以上経過している、又は症状が固定している)
- 上記に加え、60歳以降は社会保険に加入しないつもりだ。

●請求をしないと増額されません。

「障害者の特例」は請求しないと適用されず、請求した翌月からしか受けられません。

遅れた分はもらえませんので、該当する方は60歳になったら請求するようにしましょう。

請求には請求日以前1カ月以内の診断書が必要です。

事前に、診断書用紙を年金事務所にもらいに行くなど準備しましょう。

初診日が国民年金でも、納付要件を満たしていないと言われた傷病でも「障害者の特例」を受けられます。

ぜひ、社会保険労務士などにご相談ください。

13. わからないことなどは、だれに相談したらいいの？

お近くの「年金事務所」、「年金相談センター」または「ねんきんダイヤル」で受け付けております。国民年金については市区町村役場の年金相談窓口でも受け付けております。

●日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構ホームページで、年金の基礎知識、年金事務所等の住所と電話番号が、ご覧いただけます。

●ねんきんダイヤル 0570 (05) 1165

※ IP電話・PHSからは「03-6700-1165」へ

(受付時間) 月～金曜日は午前8:30～午後5:15

※月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで受付

第2土曜日: 午前9:30～午後4:00

*祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

●社労士たまごの会障がい年金サポーターがご相談に応じます。

社労士たまごの会のメンバーで、障害年金に係る相談や受給手続き、不服申し立てなどを積極的にサポートする社会保険労務士の一覧です。なお、経費等については、個別にご相談ください。(2011年7月23日現在)

一覧表の見方

①氏名、②開業か非開業か、③応じられること(A=相談に応じる、B=裁定請求など手続きをサポートする、C=不服申し立てなどをサポートする)、④住所、⑤連絡先、⑥一言アピール

【東京都】

①吉井章子

②開業

③A～C

④東京都渋谷区代々木2の26の4の503

⑤社会保険労務士事務所 オフィスサポートA

電話 03 (5333) 7627 (代)、携帯電話 080 (1268) 7200

メール aki-yoshii@ever.ocn.ne.jp

⑥社会保険労務士・産業カウンセラーとして障害年金のご相談、請求手続き等を行っております。障害年金受給の際は労災と絡むこともあります。そのサポートも含め、ご相談の際には良くお話をお聞きして、一番良い方法を考えていきたいと思っております。

①多田由美子

②開業

③A～C

④東京都立川市曙町1の20の3の201 (猪又税務会計事務所内)

⑤事務所 電話 042 (523) 2431、携帯 090 (8080) 1953

PCアドレス tada.nm@d7.dion.ne.jp

メールにて相談も受け付けております。

⑥障害年金にからむ税金のご相談もお受けいたします。

①竹馬和彦

②非開業 (勤務)

③A、B

④東京都葛飾区西亀有3の8の5

⑤FAX 又は郵送で。急ぎ又はPCメールの場合は携帯電話にお願いします (PCメールの場合、チェックできない日がありますので、入れたと知らせる意味で携帯電話に電話していただくと幸いです)。FAX : 03 (3603) 4085、携帯 : 090 (5775) 2876、PCメール : math-tikuma@nyc.odn.ne.jp

⑥昨年、社会保険労務士になりました。勉強はもちろん、実務経験を積んでいくところです。サポートするだけでなく、みなさんと一緒に学んでいければと思います。毎月1回、おりかさ明実事務所 (東京都葛飾区堀切6の27の10) で無料年金相談を行っています。日時等の詳細は電話でお問い合わせください。

【千葉県】

① 齋藤智士

② 開業

③ A～C 可能

④ 千葉県千葉市緑区あすみが丘 4 の 39 の 9 の 607

⑤ 電話 :043 (308) 3023、携帯 090 (8507) 0666、メール :saito@mig-togane.co.jp、

FAX : 043 (295) 5290

⑥ —

【埼玉県】

① 宇代謙治

② 開業

③ A～C

④ 埼玉県川口市前川町 4 の 65 の 122

⑤ 年金相談プラザ宇代社会保険労務士事務所

http://www.ecity.ne.jp/syousai/main2.asp?P_SNO=J0007901

TEL : 048 (262) 7208、FAX : 048 (262) 7208、携帯 : 080 (3512) 4839、

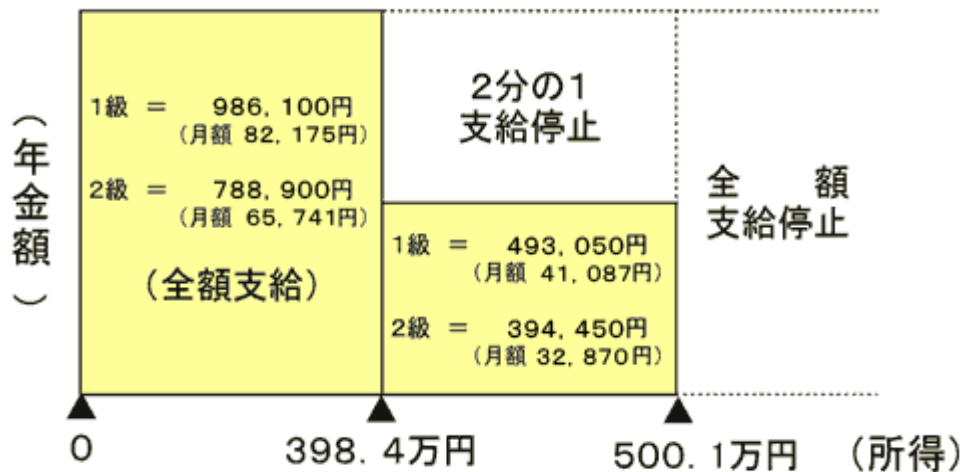
携帯アドレス : kenji-ushiro@softbank.ne.jp

⑥ 年金専門で活動、特に障害年金をメインとしております。日本最大の社労士
による障害年金支援団体 NPO 法人障がい年金支援ネットワークの会員

付録

●20歳前に初診日がある障害基礎年金を受給する際には所得制限があります。

ご本人の前年の所得が一定の金額（基準額）を超えた場合、その年の8月から翌年の7月まで年金額の全額または半額が支給停止されます。



(注)所得は2人世帯で給与所得の場合です。

●障害年金の障害等級は下表の通りです。

障害の程度を認定する場合の基準となるものは、国民年金法及び厚生年金保険法の施行令で細かく規定されています。

障害の程度	障害の状態（1級）⇒障害基礎年金と障害厚生年金を受給できます
1級	1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹（体の軸となる部分で腹筋、背筋、足の筋肉を含む胴体の部分をいう）の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

1 級	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	
障害の程度		障害の状態（2 級）⇒障害基礎年金と障害厚生年金を受給できます
2 級	1	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	ししゃく機能を欠くもの
	5	音声または言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢の親指及びひとさし指または中指を欠くもの
	7	両上肢の親指及びひとさし指または中指に著しい障害を有するもの
	8	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	1 下肢のすべての指を欠くもの
	10	1 下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	1 下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹（体の軸となる部分で腹筋、背筋、足の筋肉を含む胴体の部分をいう）の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または、日常生活に著しい制限を加えることを必要する程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
障害の程度		障害の状態（3 級）⇒障害厚生年金のみ受給できます
3 級	1	両眼の視力の和が 0.1 以下に減じたもの
	2	両耳の聴力レベルが 40 c m 以上では通常の話し声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃくまたは言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	1 上肢の三大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
	6	1 下肢の三大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8	1 上肢の親指及びひとさし指を失ったものまたは親指もしくはひとさ

3級	9	し指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの 親指及びひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの
	10	1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の10趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神または神経系統に、労働が著しい制限を受けるのか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病が治らないで、身体の機能または精神もしくは神経系統に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

●障害手当金の障害等級は下表の通りです。

障害手当金の障害等級	
1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2	1眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
5	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
6	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	1上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
11	1下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12	1下肢を3cm短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	1上肢の2指以上を失ったもの
15	1上肢のひとさし指を失ったもの
16	1上肢の3指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ1上肢の2指の用を廃したもの
18	1上肢のおや指の用を廃したもの
19	1下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの

20	1 下肢の5趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

●報酬比例の障害厚生年金額の計算方法は次の通りです。

報酬比例の年金額 = (A + B) × 1.031 × 0.981
A: 平均標準報酬月額 (※1) × 7.5 / 1,000 × 平成 15 年 3 月までの被保険者期間の月数 (※3)
B: 平均標準報酬額 (※2) × 5.769 / 1,000 × 平成 15 年 4 月以後の被保険者期間の月数

※1 平均標準報酬月額…平成 15 年 3 月以前の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成 15 年 3 月以前の被保険者期間で除して得た額

※2 平均標準報酬額…平成 15 年 4 月以後の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成 15 年 4 月以後の被保険者期間で除して得た額

※3 被保険者期間が、300 月未満の場合は、300 月とみなして計算します。

●障害年金の計算例

<p>A さん (会社員、男性、40 歳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族は専業主婦の妻 (38 歳)、10 歳と 8 歳の子ども ・ 厚生年金保険に加入中のケガで障害等級 2 級になった ・ 平成 15 年 3 月以前の被保険者期間が 144 月で、平均標準報酬月額が 28 万円 ・ 平成 15 年 4 月以後の被保険者期間が 78 月で、平均標準報酬額が 38 万円
--

① 報酬比例部分の年金額

$$A = 280,000 \text{ 円} \times 7.5 / 1,000 \times 144 \text{ 月} = 302,400 \text{ 円}$$

$$B = 380,000 \text{ 円} \times 5.769 / 1,000 \times 78 \text{ 月} = 170,993 \text{ 円}$$

被保険者期間は 222 月で 300 月未満なので、300 月とみなして計算します。

$$\begin{aligned} \text{報酬比例の障害厚生年金の額} &= (A + B) \times 1.031 \times 0.981 \times 300 \text{ 月} / 222 \text{ 月} \\ &= 647,020 \text{ 円} \approx 647,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

② 配偶者加給年金 = 227,000 円

③ 障害基礎年金 2 級 = 788,900 円

④ 子の加算 = 227,000 円 × 2 人 = 454,000 円

⑤ 計年金額 = ① + ② + ③ + ④ = 2,116,900 円

2011年7月23日第5版

障害年金の基礎知識

企画・製作／社労士たまごの会©

無断転載は禁止します。